

地域審議会の概要

1. 地域審議会の趣旨

地域審議会は、合併によって市域が広がり住民の意見が行政に届きにくくなるという懸念を払拭するために、旧合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の規定により、旧市町村の区域に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について、市長に意見を述べる附属機関として創設された制度です。

《関係法令》

旧合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律) (抜粋)

第5条 1～8 (略)

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2. 周南市の地域審議会の概要

(1) 設置期間

地域審議会の設置協議書により、合併後約10年間（平成25年3月31日まで）とされています。

(2) 地域審議会の事務

地域審議会は、合併前の4市町の区域に関する事務について、市長の諮問に応じて審議・答申し、また、必要と認める事項について審議し意見を述べることができます。

また、市長は、合併前に策定した「新市建設計画」を変更しようとするときには、地域審議会に意見を聴かなければならないこととされています。

地域審議会の設置に関する協議書 第3条（所掌事務）

- ・市長の諮問に応じて審議・答申する。
 - 新市建設計画の変更に関する事項
 - 新市建設計画の進ちょく状況に関する事項
 - 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - その他市長が必要と認める事項
- ・必要な事項について、市長に対して意見を述べる。

(3) 委員の構成

- ・委員は15人以内で構成します。
- ・それぞれの旧市町の区域の人で、公共的団体を代表する者、学識経験者、公募による人で構成します。

(4) 委員の任期

- ・2年間
 - 第1期：平成15年10月1日～平成17年9月30日
 - 第2期：平成17年10月1日～平成19年9月30日
 - 第3期：平成19年10月1日～平成21年9月30日
 - 第4期（今期）：平成21年10月1日～平成23年9月30日
- ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。
- ・再任は妨げません。
 - ただし、「周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程」により、原則として連続2期を超えては再任できないこととなっています。

(5) 会長・副会長

委員の互選によって定めることとなっています。

(6) 会議について

- ・会議は市長が招集します。
- ・委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があれば、会議を招集しなければなりません。
- ・会議は毎年度、開催します。
- ・委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができません。
- ・会長が認めれば、委員以外の者を出席させ意見を求めることができます。
- ・会議の議長は、会長が務めます。
- ・会議は公開とします。（「周南市附属機関等の会議の公開に関する規程」により、会議録についても、公表します。）
- ・議事は、委員の大方の賛同をもって決定することとなっています。